

## 代理請求について

### 1 代理請求について

代理請求、または代理人（第三者等）への請求事務を委託することを検討されている事業者様は、「群馬県国保連合会ホームページ」の「障害福祉事業所の方」ページ内、「3インターネット請求の手引き」を御参照ください。

なお、代理請求の申請については、電子請求受付システムの「代理人情報／代理人証明書の申請はこちら」から代理人情報の登録作業等を行い、出力された申請書類とその他の添付書類等を本会に御提出ください。

### 2 代理請求申請時の印鑑証明書の添付について

国保中央会作成マニュアルでは、「新規の代理人登録申請の場合」、または「他県で代理人登録済み、かつ群馬県でのID未取得の場合」には印鑑証明書の添付が必要となっておりますが、その他のパターンについては「提出が必要」との記載がなく、また、提出書類チェックシートにも添付書類の項目は印字されませんが、群馬県国保連合会では、「法人名以外の代理人情報を変更する場合」もしくは「代理人情報を削除する場合」についても、発行から3か月以内の印鑑証明書の添付を義務付けております（「委任事業所を変更する場合」は、省略可）。

そのため、上記申請時に印鑑証明書が添付されていない場合には、承認することができません。

ただし、既に本会へ3か月以内に発行された印鑑証明書を提出している場合には、添付を省略することができますので、本会へ御連絡ください。

なお、群馬県以外の国保連合会では添付を義務付けていない場合がありますので、必要に応じて各都道府県連合会へ御確認ください。